

令和 3 年 7 月 29 日

報道各社 様

連絡先 伊達市 建設部水道課総務経理係 担当：黒沢 崇 電話 024-573-4138

事案名	水道料金の徴収誤り
発生日時	令和 3 年 6 月 29 日（火）
発生場所	伊達市建設部水道課
担当部署（連絡先）	水道課 総務経理係 024-573-4138
事案の内容	伊達地内の市営住宅において、定期水道メーター更新時に水道基本料金の適用を誤り、水道料金を多く徴収したもの。 入居者からの問い合わせにより発覚した。 令和元年度分：20 件 141,152 円 令和 2 年度分：53 件 399,300 円 令和 3 年度分：49 件 176,660 円 計 122 件 717,112 円（延べ世帯件数：53 件）
初動対応	問い合わせのあった入居者宅を訪問し謝罪と今後の料金返還方法について説明し了解を得た。 7 月 16 日付で、対象となる入居者全員に対し、水道基本料金に誤りがあったこと及び水道料金返還方法について通知し謝罪した。
今後の対応	令和 3 年 7 月請求の水道料金から、多く徴収した料金分を基本料金で減額し相殺していく。

※「事案の内容」は、5W4Hに心がけて記載すること